

## 指名停止措置の概要

### 1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
株式会社柳沢建設	秋田県鹿角市十和田大湯字川原ノ湯 15-10
株式会社石川組	秋田県鹿角市十和田大湯字中田 1-3

### 2 指名停止措置期間：

株式会社柳沢建設 令和3年1月26日～令和3年4月 5日（10週間）  
株式会社石川組 令和3年1月26日～令和3年2月25日（1ヶ月）

### 3 指名停止措置の範囲：東北地方環境事務所管内

### 4 事 実 概 要：

鹿角市発注の「鹿角市庁舎外壁改修工事（2期工事）」を請け負った（株）柳沢建設が、下請契約に関する事項の記載を除いた虚偽の施工体制台帳等を作成し提出したことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和2年11月20日に建設業許可部局である秋田県知事から7日間の営業停止処分を受けたこと。

また、同社が、同工事の全てを株式会社石川組に一括して請け負わせたことが、建設業法第22条第1項の規定に違反し、建設業法第28条第1項第4号に該当するとして、同じく秋田県知事から指示処分を受けた。

（株）石川組は、（株）柳沢建設が鹿角市から請け負った「鹿角市庁舎外壁改修工事（2期工事）」の全てを一括して請け負った。このことが、建設業法第22条第1項の規定に違反し建設業法第28条第1項第4号に該当するとして、令和2年11月20日に建設業許可部局である秋田県知事から指示処分を受けた。

### 5 指名停止措置理由：

上記のことは、「工事請負契約に係る指名停止等措置要領」（平成13年1月6日付環境会第9号大臣官房会計課長通知）別表2第13号に該当する。

### 工事請負契約に係る指名停止等措置要領 別表第2

措 置 要 件	期 間
（建設業法違反） 13. 当該部局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内